

災害時の避難行動要支援者の支援について

◆ 災害時に皆さんの支援を必要とする方々があります ◆

地域にお住いの高齢者や障害者、妊産婦、外国人の方などの中には、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが難しく、支援を必要とする方々『避難行動要支援者』がいます。

◆ 皆さんの地域でも支援体制を構築しましょう ◆

避難行動要支援者の支援形態は、主に以下の3タイプです。

- ・ **情報伝達**…災害情報の把握に支援が必要な場合、避難準備情報などの情報提供を行います。
- ・ **安否確認**…安否の確認がとれない場合は、電話や訪問により安否確認を行います。
- ・ **避難支援**…ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な場合は、避難所等までの移動を支援します。

※災害発生時にこのような支援を迅速に行えるよう、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、各避難行動要支援者への支援方法を確認しておくことが重要です。

◆ 避難行動要支援者名簿情報を提供します！ ◆

- ・ 千葉市では『避難行動要支援者名簿に関する条例』を平成26年7月に施行しました。
- ・ 市は、本条例に基づき『避難行動要支援者名簿』を作成して災害時の避難支援等に活用します。
- ・ 拒否の意思表示がない方の名簿情報を、支援体制を構築する町内自治会等に平常時から提供します。

避難行動要支援者名簿に登載される方

①高齢者（65歳以上）の一人暮らしで要介護1・2、要支援1・2）



②要介護認定区分3～5の方



③重度の身体（呼吸器機能障害・小腸機能障害以外の内部障害者を除く）・知的・精神障害者



④重度の難病患者等

⑤手上げ方式
特別の事情を有する方で避難支援等を希望する方

提供する名簿情報について

（1）通知による意思確認
避難行動要支援者名簿登載者のうち①～④の方に通知を送付し、地域への情報提供を拒否するか確認します。

拒否しない方

（2）手上げ方式による募集
①～④以外の方で、避難支援等を要する方は、名簿への登録を申請します。

申請した方

避難行動要支援者名簿

協定地域の
名簿情報

氏名、生年月日、年齢、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援が必要な理由

町内自治会
自主防災組織
マンション管理組合



名簿情報の提供の流れ



(1) 活動内容の検討

地域での支援方法を検討し、名簿情報の提供を受けるか決定します。

(2) 名簿情報提供の申請

「千葉県避難行動要支援者名簿情報提供申請書」を区役所地域振興課に提出します。この時に、支援体制を構築する地域の範囲を確認します。

(3) 関係書類の提出

名簿情報管理責任者等登録届、名簿情報取扱者登録届を区役所地域振興課に提出します。
(取扱者登録届は随時追加の届出が可能です。)

(4) 協定の締結

町内自治会等と市の間で名簿情報の適正管理などに関する協定を締結します。



(5) 個人情報取扱研修

名簿情報管理責任者を対象に個人情報の取扱いに関する研修を行います。
(1時間半程度)



(6) 名簿情報の提供

研修を受講した名簿情報管理責任者へ名簿情報を提供します。名簿情報の提供を受けた方は「千葉県避難行動要支援者名簿情報受領書」を区役所地域振興課に提出します。

(7) 支援体制の構築

名簿情報を基に、避難行動要支援者の支援体制を構築します。

(8) 訓練等の実施

構築した支援体制に基づき、避難訓練等を行います。
なお、名簿情報の更新は年に一度行います。



【お問い合わせ先】

千葉県役所防災対策課

電話番号 043-245-5113

中央区地域づくり支援課

電話番号 043-221-2169

花見川区地域づくり支援課

電話番号 043-275-6224

稲毛区地域づくり支援課

電話番号 043-284-6107

若葉区地域づくり支援課

電話番号 043-233-8124

緑区地域づくり支援課

電話番号 043-292-8107

美浜区地域づくり支援課

電話番号 043-270-3124